

## 船舶事故調査報告書

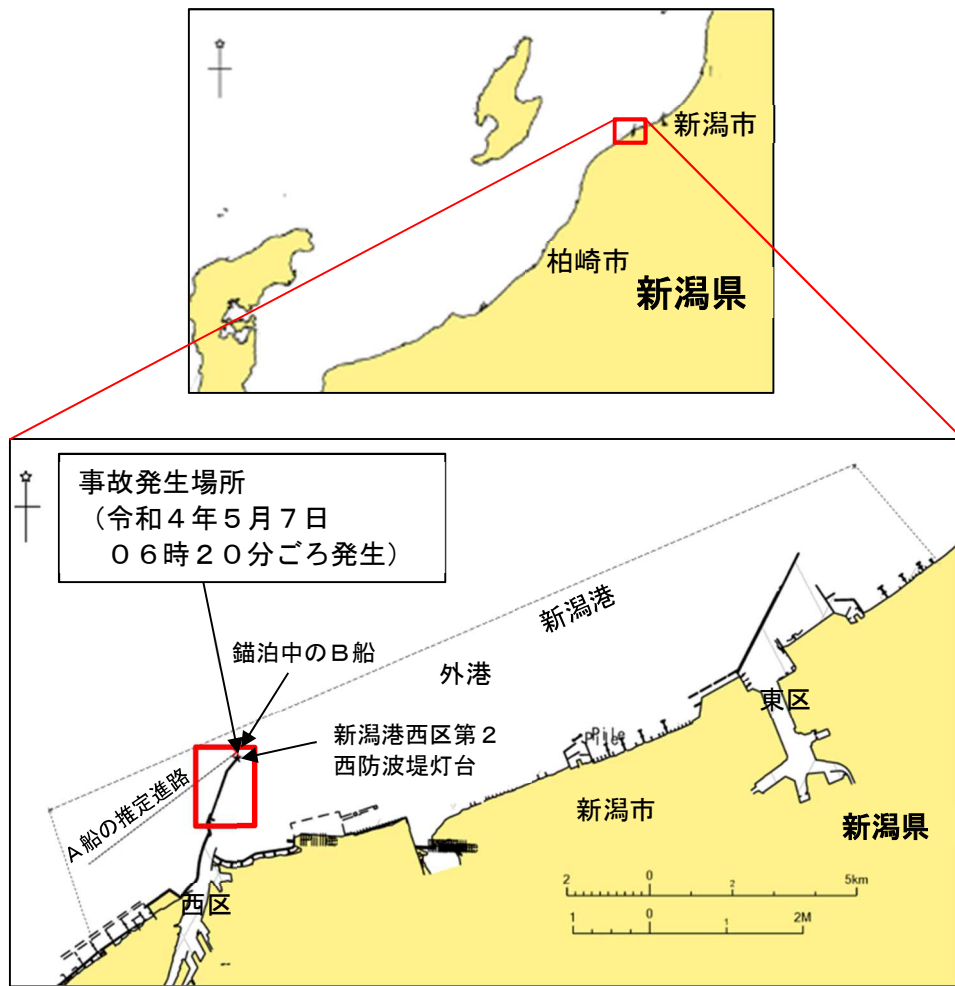
令和5年7月5日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年5月7日 06時20分ごろ
発生場所	新潟県新潟港外港 新潟港西区第2西防波堤灯台から真方位349°50m付近 （概位 北緯37°58.5′ 東経139°04.6′）
事故の概要	漁船第十八睦丸 <sup>むつ</sup> は、右旋回中、また、プレジャーボート第一清丸 <sup>きよ</sup> は、錨泊中、両船が衝突した。 第一清丸は、船長が負傷し、操舵室に圧損等を生じ、また、第十八睦丸は、バルバスバウに擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年5月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第十八睦丸、15トン YM2-1063（漁船登録番号）、一般社団法人山形県漁業 リース協会 22.68m×4.21m×1.72m、FRP ディーゼル機関、773.00kW、平成10年7月31日 第210-45880号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 第一清丸、1.5トン 220-20343新潟、個人所有 6.39m(Lr)×2.13m×0.89m、FRP ガソリン機関（船外機）、51.50kW、平成11年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年4月24日 免許証交付日 令和3年11月12日 （令和5年8月5日まで有効） B 船長B 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年7月7日 免許証交付日 平成30年5月11日 （令和5年7月6日まで有効）

死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A バルバスバウに擦過傷 B 操舵室に圧損、右舷舷縁に割損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員2人が乗り組み、令和4年5月7日02時30分ごろ、新潟県柏崎市沖でのいか釣り漁の操業を終え、新潟港西区に向けて漁場を出発した。</p> <p>船長Aは、単独で船橋当直に就き、約10ノットの対地速力で北東進中、新潟港第2西防波堤（以下「第2西防波堤」という。）北端の西側に漂泊中の3隻の釣り船（以下「釣り船群」という。）を認めた。</p> <p>船長Aは、釣り船群の他に船舶がないと思って安心し、その動静に注意を向けながら、第2西防波堤北端を右旋回していた際、06時20分ごろ、突然、衝撃があり、周囲を確認したところ、B船と衝突したことが分かった。</p> <p>船長Aは、行きあしを止めて船長BをA船に移乗させ、B船が所属する新潟市内のマリーナに本事故の発生を連絡した後、B船をえい航救助した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で、04時10分ごろ新潟港西区の係留場所を出航し、第2西防波堤北端付近の釣り場に向かい、04時30分ごろ釣り場に到着して船外機を停止し、船首を南方に向けて錨泊しながら釣りを開始した。</p> <p>船長Bは、後部甲板の椅子に腰を掛けていたところ、右舷船尾方から接近するA船が見えたものの、錨泊するB船を避けて航行するものと思い、そのまま錨泊して釣りを続けた。</p> <p>B船は、船長Bが、A船の動静に留意していたところ、A船が右旋回しながらB船に船首を向けて接近してきたので危険を感じ、操舵室の電気ホーンで短音1回を吹鳴後、更に短音を連続で吹鳴したものの、06時20分ごろ、右舷中央部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bの知人は、自船に乗ってB船の北方沖で錨泊中、本事故の発生を目撃して、118番通報を行った。</p> <p>船長Bは、A船に救助され、マリーナに到着した後、救急車で新潟市内の病院に搬送されて応急処置を受け、後日、別の新潟市内の病院で医師により、右胸部打撲傷、頸・腰椎捻挫等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、付図2 衝突時の状況、写真1 A船、写真2 A船の損傷状況、写真3 B船の損傷状況 参照）</p>
その他の事項	船長Aは、釣り船群を視認した際、A船から見たB船の位置が釣り船群又は第2西防波堤の影となっていて、B船の存在に気付かなかっ

	<p>たのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、船長Bが吹鳴した電気ホーンの音は聞こえなかった。</p> <p>船長Bは、B船で約10年間、第2西防波堤北端付近であじ釣りを行っていた。</p> <p>B船は、本事故当時、錨泊中の船舶が表示する黒色の球形の形象物を掲げていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、第2西防波堤北端付近において右旋回中、船長Aが、釣り船群の他に船舶がないと思い、釣り船群の動静のみに注意を向けて航行を続けたことから、同防波堤北端付近で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、第2西防波堤北端付近において錨泊中、船長Bが、接近するA船がB船を避けて航行するものと思い、錨泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、第2西防波堤北端付近において、A船が右旋回中、B船が錨泊中、船長Aが、釣り船群の他に船舶がないと思い、釣り船群の動静のみに注意を向けて航行を続け、また、船長Bが、接近するA船がB船を避けて航行するものと思い、錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、航行時、特定の船舶等のみに注意を向けることなく、常に周囲の見張りを行うこと。</li> <li>・船長は、船舶の輻輳状況を考慮して投錨場所を選定のうえ、錨泊中の船舶が表示する黒色の球形の形象物を掲揚し、常時、全周の見張りを行いつつ、接近する船舶が常に避けてくれると思わずに衝突の危険を感じた際は、直ちに移動できるように準備しておくこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



付図2 衝突時の状況

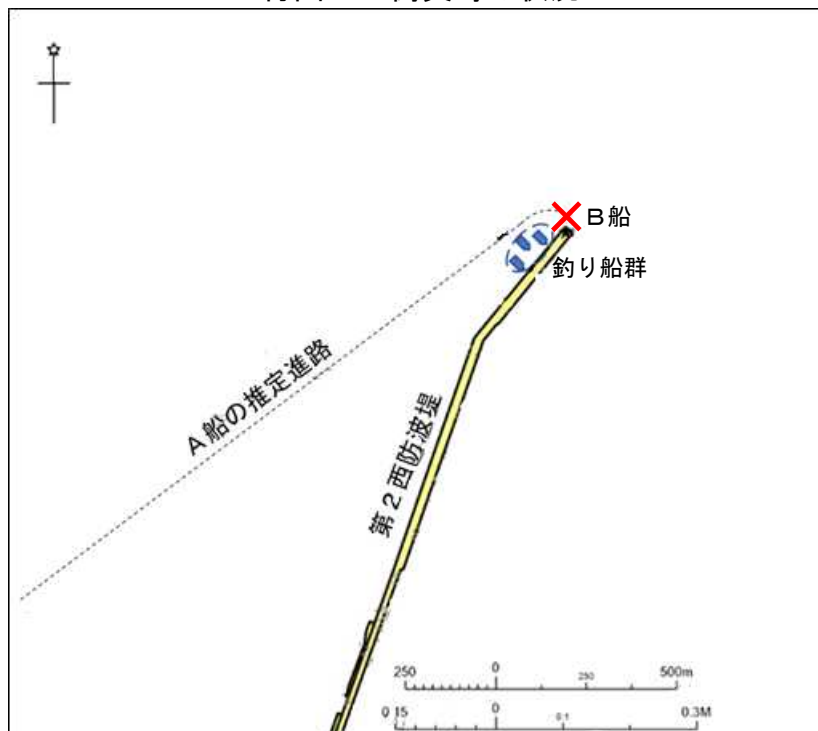


写真1 A船



写真2 A船の損傷状況



写真3 B船の損傷状況

